

具体的な科目及び配分方法

種 類	想定される勘定科目	配 分 方 法
人件費	・ 職員給料 ・ 職員賞与 ・ 賞与引当金繰入 ・ 非常勤職員給与 ・ 退職給付費用 ・ 法定福利費	勤務時間割合により区分。 (困難な場合は次の方法により配分) ・ 職種別人員配置割合 ・ 看護・介護職員人員配置割合 ・ 届出人員割合 ・ 延利用者数割合
事業費	・ 介護用品費 ・ 医薬品費 ・ 診療・療養等材料費 ・ 消耗器具備品費	各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は次の方法により配分) ・ 延利用者数割合 ・ 各事業別収入割合
	・ 給食費	実際食数割合により区分。 (困難な場合は次の方法により配分) ・ 延利用者数割合 ・ 各事業別収入割合
事務費	・ 福利厚生費 ・ 職員被服費	給与費割合により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により配分)
	・ 旅費交通費 ・ 通信運搬費 ・ 諸会費 ・ 雑費 ・ 渉外費	・ 延利用者数割合 ・ 職種別人員配置割合 ・ 給与費割合
	・ 事務消耗品費 ・ 広報費 ・ 車両費	各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により配分)
	・ 会議費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、次の方法により配分) ・ 送迎利用者数割合 ・ 延利用者数割合
	・ 水道光熱費	会議内容により事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により配分)
	・ 修繕費	メーター等による測定割合により区分。 (困難な場合は建物床面積割合により配分)
	・ 賃借料 ・ 地代家賃	建物修繕は、当該修繕部分により区分、建物修繕以外は事業個別費として配分 (困難な場合は建物床面積割合で配分)
	・ 保険料	賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合により区分。 (困難な場合は建物床面積割合により按分配分) ・ 建物床面積割合により配分 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で、損害保険料等は延利用者数割合により配分
	・ 租税公課	・ 建物床面積割合により配分 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で配分
	・ 保守料	保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により配分)

種 類	想定される勘定科目	配 分 方 法
	・ 業務委託費(寝具) (給食) (その他)	各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分) ・ 延利用者数割合 ・ 実際食数割合 ・ 建物床面積割合 ・ 延利用者数割合
	・ 研修費	研修内容等、目的、出席者等の実態に応じて、 事業個別費として区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)
減価償却費	・ 建物減価償却費 ・ 建物附属設備減価償却費 ・ 構築物減価償却費	建物床面積割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)
	・ 医療用器械備品減価償却費 ・ 車両船舶減価償却費 ・ その他の器械備品減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)
	・ その他の有形固定資産減価償却費 ・ 無形固定資産減価償却費	延利用者数割合により配分
徴収不能額	・ 徴収不能額	各事業の個別発生金額により区分。 (困難な場合は、各事業別収入割合により配分)
徴収不能引当金繰入	・ 徴収不能引当金繰入	事業毎の債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)
借入金利息	・ 借入金利息	事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分。 (困難な場合は、次の方法により配分) ・ 借入金主として土地建物の取得の場合は建物床面積割合 ・ それ以外は、延利用者数割合

減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表

耐用 年数	平成19年4月1日以後取得				耐用 年数	平成19年3月31日以前取得	
	定額法 償却率	定率法				旧定額法 償却率	旧定率法 償却率
		償却率	改訂償却率	保証率			
2	0.500	1.000	—	—	2	0.500	0.684
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	3	0.333	0.536
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	4	0.250	0.438
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	5	0.200	0.369
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	6	0.166	0.319
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	7	0.142	0.280
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	8	0.125	0.250
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	9	0.111	0.226
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	10	0.100	0.206
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	11	0.090	0.189
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	12	0.083	0.175
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	13	0.076	0.162
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	14	0.071	0.152
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	15	0.066	0.142
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	16	0.062	0.134
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	17	0.058	0.127
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	18	0.055	0.120
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	19	0.052	0.114
20	0.050	0.125	0.143	0.02517	20	0.050	0.109
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	21	0.048	0.104
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	22	0.046	0.099
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	23	0.044	0.095
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	24	0.042	0.092
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	25	0.040	0.088
26	0.039	0.096	0.100	0.01989	26	0.039	0.085
27	0.038	0.093	0.100	0.01902	27	0.037	0.082
28	0.036	0.089	0.091	0.01866	28	0.036	0.079
29	0.035	0.086	0.091	0.01803	29	0.035	0.076
30	0.034	0.083	0.084	0.01766	30	0.034	0.074
31	0.033	0.081	0.084	0.01688	31	0.033	0.072
32	0.032	0.078	0.084	0.01655	32	0.032	0.069
33	0.031	0.076	0.077	0.01585	33	0.031	0.067
34	0.030	0.074	0.077	0.01532	34	0.030	0.066
35	0.029	0.071	0.072	0.01532	35	0.029	0.064
36	0.028	0.069	0.072	0.01494	36	0.028	0.062
37	0.028	0.068	0.072	0.01425	37	0.027	0.060
38	0.027	0.066	0.067	0.01393	38	0.027	0.059
39	0.026	0.064	0.067	0.01370	39	0.026	0.057
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	40	0.025	0.056
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	41	0.025	0.055
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	42	0.024	0.053
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	43	0.024	0.052
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	44	0.023	0.051
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	45	0.023	0.050
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	46	0.022	0.049
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	47	0.022	0.048
48	0.021	0.052	0.053	0.01126	48	0.021	0.047
49	0.021	0.051	0.053	0.01102	49	0.021	0.046
50	0.020	0.050	0.053	0.01072	50	0.020	0.045

- (注1) 耐用年数50年以降の計数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別表第九及び第十を用いること。
- (注2) 本表における用語の定義は次の通りであること。
「保証率」＝「償却保証額」の計算において減価償却資産の取得価額に乗ずる率をいう。
「改訂償却率」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率
「調整前償却額」＝減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(＝各事業年度の償却額)をいう。
「償却保証額」＝減価償却資産の取得価額×「保証率」
「改訂取得価額」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。

(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合：
 $(\text{定率法減価償却費}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{定率法の償却率})$

(調整前償却額) < (償却保証額) の場合：
 $(\text{定率法減価償却費}) = (\text{改訂取得価額}) \times (\text{改訂償却率})$

借入金明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

社会福祉法人名

(単位：円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還 補助金	利率 %	支払利息		返済 期限	使途	担保資産		
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額
設備資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
	計					()									
長期運営資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
	計					()									
短期運営資金借入金															
	計														
合計						()									

社会福祉法人名

[illegible]

20

社会福祉法人名

[illegible]

拠点区分別の内訳」の「合計」欄は、拠点区分事業活動計算書の前項の勘定科目の合計金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書

1) 事業区分間資金異動明細書

異動元事業区分	異動先事業区分	異動した経費の種類（注）	異動額	異動年月日	使途

（注）異動した経費の種類には、運用収入、前期末支払資金残高の別を記入すること。

2) 拠点区分間資金異動明細書

異動元拠点区分	異動先拠点区分	異動した経費の種類（注）	異動額	異動年月日	使途

（注）異動した経費の種類には、運用収入、前期末支払資金残高の別を記入すること。

基本金明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

社会福祉法人名

(単位：円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの理由	事由発生 年月日	合計	各拠点区分別の内訳		
			〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
前年度末残高					
第一号基本金					
第二号基本金					
第三号基本金					
当期組入額 〇〇〇〇 〇〇〇〇					
計					
当期取崩額 〇〇〇〇 〇〇〇〇					
計					
第二号基本金					
当期組入額 〇〇〇〇 〇〇〇〇					
計					
当期取崩額 〇〇〇〇 〇〇〇〇					
計					
第三号基本金					
当期組入額 〇〇〇〇 〇〇〇〇					
計					
当期取崩額 〇〇〇〇 〇〇〇〇					
計					
当期末残高					
第一号基本金					
第二号基本金					
第三号基本金					

(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。

2. ①第一号基本金とは、注解(注12) (1)に規定する基本金をいう。

②第二号基本金とは、注解(注12) (2)に規定する基本金をいう。

③第三号基本金とは、注解(注12) (3)に規定する基本金をいう。

3. 平成12年2月17日社援施第8号「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」(厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長通知)の2①により、1号基本金・2号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

国庫補助金等特別積立金明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

社会福祉法人名

(単位：円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由		年月日	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳		
			国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
前期繰越額									
当期積立額	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	合計								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
	合計								
	〇〇〇〇								
	〇〇〇〇								
当期取崩額	計								
	当期取崩額合計								
	当期末残高								

(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する（会計基準注解（注10）参照）。

積立金・積立預金明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

社会福祉法人名

拠点区分

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
〇〇積立金					
〇〇積立金					
〇〇積立金					
計					

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
〇〇積立預金					
〇〇積立預金					
〇〇積立預金					
計					

(記載上の注意)

積立金を計上せずに積立預金を積み立てる場合には、摘要欄にその理由を明記すること。

就労支援事業製造原価明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

社会福祉法人名

拠点区分

勘定科目	合計	〇〇事業	△△事業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
当期労務費			
III 外注加工賃			
(うち内部外注加工賃)			
当期外注加工賃			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 受注活動費			
11. 会議費			
12. 損害保険料			
13. 賃借料			
14. 図書・教育費			
15. 租税公課			
16. 減価償却費			
17. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目)			
18. 徴収不能引当金繰入額			
19. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛品棚卸高			
当期就労支援事業製造原価			

就労支援事業製造原価明細書(多機能事業所用)

自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日

社会福祉法人名

拠点区分

勘定科目	合計	計	A事業所					
			就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型	
			〇〇 事業	△△ 事業	〇〇 事業	△△ 事業	〇〇 事業	△△ 事業
I 材料費								
1. 期首材料棚卸高								
2. 当期材料仕入高								
計								
3. 期末材料棚卸高								
当期材料費								
II 労務費								
1. 利用者賃金								
2. 利用者工賃								
3. 就労支援事業指導員等給与								
4. 就労支援事業指導員等退職給付費用								
当期労務費								
III 外注加工賃								
(うち内部外注加工賃)								
当期外注加工賃								
IV 経費								
1. 福利厚生費								
2. 旅費交通費								
3. 器具什器費								
4. 消耗品費								
5. 印刷製本費								
6. 水道光熱費								
7. 燃料費								
8. 修繕費								
9. 通信運搬費								
10. 受注活動費								
11. 会議費								
12. 損害保険料								
13. 賃借料								
14. 図書・教育費								
15. 租税公課								
16. 減価償却費								
17. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目)								
18. 徴収不能引当金繰入額								
19. 雑費								
当期経費								
当期就労支援事業製造総費用								
期首仕掛品棚卸高								
合計								
期末仕掛品棚卸高								
当期就労支援事業製造原価								

販売費及び一般管理費明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

社会福祉法人名 _____

拠点区分 _____

勘定科目	合計	〇〇事業	△△事業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
5. 福利厚生費			
6. 旅費交通費			
7. 器具什器費			
8. 消耗品費			
9. 印刷製本費			
10. 水道光熱費			
11. 燃料費			
12. 修繕費			
13. 通信運搬費			
14. 受注活動費			
15. 会議費			
16. 損害保険料			
17. 賃借料			
18. 図書・教育費			
19. 租税公課			
20. 減価償却費			
21. 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）			
22. 徴収不能引当金繰入額			
23. 雑費			
販売費及び一般管理費合計			

財 産 目 録

平成〇年〇月〇日現在

資 産 ・ 負 債 の 内 訳	金 額
I 資産の部 1 流動資産 現金預金 現金 現金手許有高 普通預金 〇〇銀行 〇〇支店 未収金 〇月分保険料 流動資産合計	
2 固定資産 (1) 基本財産 建物 所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇 土地 所在地番〇〇 地目〇〇 定期預金 〇〇銀行 〇〇支店 基本財産合計 (2) その他の固定資産 車輛運搬具 車輛No. * * * 〇〇積立預金 〇〇銀行 〇〇支店 その他の固定資産合計 固定資産合計 資産合計	
II 負債の部 1 流動負債 短期運営資金借入金 〇〇銀行 〇〇支店 未払金 〇月分光熱水費 預り金 〇月分源泉所得税 流動負債合計	
2 固定負債 設備資金借入金 独立行政法人福祉医療機構 固定負債合計 負債合計	
差 引 純 資 産	

固定資産管理台帳

自 年 月 日
至 年 月 日

社会福祉法人名
拠点区分

(単位：円)

資産の種類及び名称	取得 年月日	数量	償却 方法	耐用 年数	償却 率	償却 月数	取得価額		期首帳簿価額		当期減価償却額		減価償却累計額		期末帳簿価額		摘要
								うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額	
基本財産																	
土地 ○○○○																	
○○○○																	
○○○○																	
計																	
建物 ○○○○																	
○○○○																	
計																	
基本財産合計																	
その他の固定資産（有形固定資産）																	
土地 ○○○○																	
○○○○																	
計																	
建物 ○○○○																	
○○○○																	
計																	
車両運搬具 ○○○○																	
○○○○																	
計																	
○○○ ○○○○																	
○○○○																	
計																	
有形固定資産計																	
その他の固定資産（無形固定資産）																	
○○○ ○○○○																	
○○○○																	
無形固定資産計																	
その他の固定資産計																	
固定資産計																	